

◆液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律手数料

使用料及び手数料の名称	根拠法令等	手数料(円)	備考
液化石油ガス販売事業登録申請	法第3条第1項	31,000	
液化石油ガス販売事業者登録簿謄本交付	法第3条の2第3項	630	1通
液化石油ガス販売事業者登録簿閲覧	法第3条の2第3項	460	1回
保安機関認定申請	法第29条第1項	別記※1	
保安機関認定更新	法第32条第1項	別記※2	
一般消費者等の数の増加認可申請	法第33条第1項	別記※3	
保安確保機器設置等方法認定申請 (1,000戸未満の場合)	法第35条の6第1項	55,000	
保安確保機器設置等方法認定申請 (1,000戸以上10,000戸未満の場合)	法第35条の6第1項	80,000	
保安確保機器設置等方法認定申請 (10,000戸以上の場合)	法第35条の6第1項	98,000	
貯蔵施設等設置許可申請	法第36条第1項	21,000×数	
貯蔵施設等変更許可申請	法第37条の2第1項	15,000×数	
貯蔵施設等完成検査	法第37条の3第1項	別記※4	
貯蔵施設等変更完成検査	法第37条の3第1項	別記※5	
充てん設備許可申請	法第37条の4第1項	28,000×数	
充てん設備変更許可申請	法第37条の4第3項	17,000×数	
充てん設備完成検査	法第37条の4第4項	36,000×数	
充てん設備変更完成検査	法第37条の4第4項	27,000×数	
充てん設備保安検査	法第37条の6第1項	27,000×数	
液化石油ガス設備士免状交付	法第38条の4第1項	3,300	
液化石油ガス設備士免状再交付	法第38条の4第1項	2,300	
液化石油ガス設備士免状書換え	法第38条の4第1項	1,200	
液化石油ガス設備士試験	法第38条の5第2項	23,200	
液化石油ガス設備士試験 (電子情報処理組織より願書を提出する場合)	法第38条の5第2項	22,700	

※1 34,000円+6,900円×保安業務区分の数

※2 14,000円+6,900円×保安業務区分の数

※3 20,000円+6,900円×保安業務区分の数

※4 31,000円×数+5,800円×完成検査合格施設の数

※5 24,000円×数+5,800円×完成検査合格施設の数

## ◆武器等製造法手数料

使用料及び手数料の名称	根拠法令等	手数料(円)
猟銃等製造事業許可申請	法第17条第1項	83,000
猟銃等販売事業許可申請	法第19条第1項	71,000
猟銃等種類変更許可申請 (猟銃等製造事業者)	法第20条	34,000
猟銃等種類変更許可申請 (猟銃等販売事業者)	法第20条	23,000
猟銃等工場等移転許可申請 (猟銃等製造事業者)	法第20条	76,000
猟銃等工場等移転許可申請 (猟銃等販売事業者)	法第20条	59,000

## ◆高圧ガス保安法手数料

### ●製造許可申請・製造施設完成検査・特定施設保安検査

ア 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者（イに掲げる者を除く。）

区分	手数料(円)		
	高圧ガス 製造許可 申請	高圧ガス 製造施設 完成検査	特定施設 保安検査
(ア) 処理容積が1,000万立方メートル以上の設備	560,000	420,000	610,000
(イ) 処理容積が100万立方メートル以上 1,000万立方メートル未満の設備	340,000	255,000	370,000
(ウ) 処理容積が50万立方メートル以上 100万立方メートル未満の設備	220,000	165,000	250,000
(エ) 処理容積が10万立方メートル以上 50万立方メートル未満の設備	140,000	105,000	150,000
(オ) 処理容積が2万5,000立方メートル以上 10万立方メートル未満の設備	110,000	82,500	120,000
(カ) 処理容積が5,000立方メートル以上 2万5,000立方メートル未満の設備	86,000	64,500	95,000
(キ) 処理容積が1,000立方メートル以上 5,000立方メートル未満の設備	68,000	51,000	75,000
(ク) 処理容積が200立方メートル以上 1,000立方メートル未満の設備	54,000	40,500	60,000
(ケ) 処理容積が100立方メートル以上 200立方メートル未満の設備	31,000	23,250	33,000

## ◆高圧ガス保安法手数料

### ●製造許可申請・製造施設完成検査・特定施設保安検査

イ 同号に該当する同項の許可を受けた者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの

区分	手数料(円)		
	高圧ガス 製造許可 申請	高圧ガス 製造施設 完成検査	特定施設 保安検査
(ア) 処理容積が1,000万立方メートル以上の設備	91,000	68,250	95,000
(イ) 処理容積が500万立方メートル以上 1,000万立方メートル未満の設備	75,000	56,250	80,000
(ウ) 処理容積が100万立方メートル以上 500万立方メートル未満の設備	60,000	45,000	64,000
(エ) 処理容積が50万立方メートル以上 100万立方メートル未満の設備	44,000	33,000	47,000
(オ) 処理容積が10万立方メートル以上 50万立方メートル未満の設備	27,000	20,250	31,000
(カ) 処理容積が2万5,000立方メートル以上 10万立方メートル未満の設備	21,000	15,750	22,000
(キ) 処理容積が5,000立方メートル以上 2万5,000立方メートル未満の設備	16,000	12,000	20,000
(ク) 処理容積が1,000立方メートル以上 5,000立方メートル未満の設備	13,000	9,750	15,000
(ケ) 処理容積が200立方メートル以上 1,000立方メートル未満の設備	11,000	8,250	12,000
(コ) 処理容積が100立方メートル以上 200立方メートル未満の設備	7,400	5,550	7,700

## ◆高圧ガス保安法手数料

### ●製造許可申請・製造施設完成検査・特定施設保安検査

ウ 同項第2号に該当する同項の許可を受けた者

区分	手数料(円)		
	高圧ガス 製造許可 申請	高圧ガス 製造施設 完成検査	特定施設 保安検査
(ア) 冷凍能力が3,000トン以上の設備	110,000	82,500	120,000
(イ) 冷凍能力が1,000トン以上 3,000トン未満の設備	87,000	65,250	95,000
(ウ) 冷凍能力が300トン以上 1,000トン未満の設備	68,000	51,000	76,000
(エ) 冷凍能力100トン以上 300トン未満の設備	54,000	40,500	60,000
(オ) 冷凍能力が20トン以上 100トン未満の設備	36,000	27,000	42,000

## ◆高圧ガス保安法手数料

### ●製造施設変更許可申請・製造施設変更完成検査

ア 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者(イに掲げる者を除く。)

区分	手数料(円)	
	高圧ガス 製造施設 変更許可申 請	高圧ガス 製造施設 変更完成検査
(ア)変更後の処理容積が変更前の処理容積(当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあっては、変更前の処理容積から当該撤去する設備に係る処理容積を控除した容積。以下この項において同じ。)に比して1,000万立方メートル以上増加する場合	370,000	277,500
(イ)変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して100万立方メートル以上1,000万メートル未満増加する場合	220,000	165,000
(ウ)変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して50万立方メートル以上100万立方メートル未満増加する場合	150,000	112,500
(エ)変更後の処理容積が変更前の処理容積に比し10万立方メートル以上50万立方メートル未満増加する場合	93,000	69,750
(オ)変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満増加する場合	69,000	51,750
(カ)変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満増加する場合	61,000	45,750
(キ)変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満増加する場合	57,000	42,750
(ク)変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル以上1,000立方メートル未満増加する場合	39,000	29,250
(ケ)変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル未満増加する場合	26,000	19,500
(コ)その他の場合	16,000	12,000

## ◆高圧ガス保安法手数料

### ●製造施設変更許可申請・製造施設変更完成検査

イ 同号に該当する同条第1項の許可を受けた者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの

区分	手数料(円)	
	高圧ガス 製造施設 変更許可申	高圧ガス 製造施設 変更完成検査
(ア)変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000万立方メートル以上増加する場合	65,000	48,750
(イ)変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して500万立方メートル以上1,000万立方メートル未満増加する場合	53,000	39,750
(ウ)変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して100万立方メートル以上500万立方メートル未満増加する場合	44,000	33,000
(エ)変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して50万立方メートル以上100万立方メートル未満増加する場合	31,000	23,250
(オ)変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して10万立方メートル以上50万立方メートル未満増加する場合	18,000	13,500
(カ)変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満増加する場合	14,000	10,500
(キ)変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満増加する場合	12,000	9,000
(ク)変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満増加する場合	9,200	6,900
(ケ)変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル以上1,000立方メートル未満増垂する場合	8,200	6,150
(コ)変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル未満増加する場合	5,100	3,825
(サ)その他の場合	3,200	2,400

## ◆高圧ガス保安法手数料

### ●製造施設変更許可申請・製造施設変更完成検査

ウ 同項第2号に該当する同項の許可を受けた者

区分	手数料(円)	
	高圧ガス 製造施設 変更許可申	高圧ガス 製造施設 変更完成検査
(ア)変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力(当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあっては、変更前の冷凍能力から当該撤去する設備に係る冷凍能力を控除した能力。以下この項において同じ。)に比して3,000トン以上増加する場合	69,000	51,750
(イ)変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して1,000トン以上3,000トン未満増加する場合	62,000	46,500
(ウ)変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して300トン以上1,000トン未満増加する場合	55,000	41,250
(エ)変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して100トン以上300トン未満増加する場合	38,000	28,500
(オ)変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して100トン未満増加する場合	30,000	22,500
(カ)その他の場合	16,000	12,000



## ◆高圧ガス保安法手数料

### ●附属品検査等

ア 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器に装置される附属品に係る附属品検査又は附属品再検査

区分	手数料(円)
(ア)内容積150リットル以上の容器	1個につき31円
(イ)内容積150リットル未満の容器	1個につき24円

### ●附属品検査等

イ その他の容器に装置される附属品に係る附属品検査又は附属品再検査

区分	手数料(円)
(ア)内容積1,000リットル以上の容器	1個につき1,100円
(イ)内容積500リットル以上 1,000リットル未満の容器	1個につき540円
(ウ)内容積500リットル未満の容器	1個につき21円

### ●容器検査等

ア 温度零下50度以下の液化石油ガスを充てんするための容器に係る容器検査又は容器再検査

区分	手数料(円)
(ア)内容積1,000リットル以上の容器	1個につき16,000円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増やすごとに1,600円を加えた金額
(イ)内容積500リットル以上 1,000リットル未満の容器	1個につき1,600円
(ウ)内容積500リットル未満の容器	1個につき6,600円

## ◆高圧ガス保安法手数料

### ●容器検査等

イ 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器(アに規定する容器を除く。)に係る容器検査又は容器再検査

区分	手数料(円)
(ア)内容積150リットル以上の容器	1個につき320円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増やすごとに57円を加えた金額
(イ)内容積30リットル以上 150リットル未満の容器	1個につき320円
(ウ)内容積5リットル以上 30リットル未満の容器	1個につき260円
(エ)内容積1リットル以上 5リットル未満の容器	1個につき160円
(オ)内容積1リットル未満の容器	1個につき150円

### ●容器検査等

ウ 高強度鋼容器(ア又はイに規定する容器を除く。)に係る容器検査又は容器再検査

区分	手数料(円)
(ア)内容積30リットル以上の容器	1個につき210円に10リットル又は10リットル満たない端数を増すごとに3円を加えた金額
(イ)内容積5リットル以上 30リットル未満の容器	1個につき210円
(ウ)内容積1リットル以上 5リットル未満の容器	1個につき160円
(エ)内容積1リットル未満の容器	1個につき140円

## ◆高圧ガス保安法手数料

### ●容器検査等

エ その他の容器に係る容器検査又は容器再検査

区分	手数料(円)
(ア)内容積1,000リットル以上の容器	1個につき7,100円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増やすごとに380円を加えた金額
(イ)内容積500リットル以上 1,000リットル未満の容器	1個につき7,100円
(ウ)内容積150リットル以上 500リットル未満の容器	1個につき800円
(エ)内容積30リットル以上 150リットル未満の容器	1個につき210円
(オ)内容積5リットル以上 30リットル未満の容器	1個につき170円
(カ)内容積1リットル以上 5リットル未満の容器	1個につき110円
(キ)内容積1リットル未満の容器	1個につき80円

## ◆高圧ガス保安法手数料

### ●第一種貯蔵所

区分	設置許可	設置変更許可	完成検査	変更完成検査
(ア)変更後の貯蔵容積が変更前の貯蔵容積に比して増加する場合	25,000	14,000	18,750	10,500
(イ)その他の場合		11,000		8,250

### ●輸入高圧ガス検査

区分	手数料(円)
ア 容積1,000立方メートル以上 (液化石油ガスにあつては、質量10トン以上)の高圧ガスに係る検査	27,000
イ 容積300立方メートル以上1,000立方メートル未満 (液化ガスにあつては、質量3トン以上10トン未満)の高圧ガスに係る検査	21,000
ウ 容積300立方メートル未満 (液化ガスにあつては、質量3トン未満)の高圧ガスに係る検査	13,000

### ●容器

区分	手数料(円)
容器検査所登録等申請	16,000
容器刻印等	1,400

## ◆砂利採取法手数料

使用料及び手数料の名称	根拠法令等	手数料(円)
砂利採取業者登録申請	法第3条	14,900
砂利採取業務主任者認定申請	法第6条第1項	9,500
砂利採取業務主任者試験	法第15条第1項	8,200
砂利採取業務主任者試験合格証等再交付	登録等に関する規則第14条	480
砂利採取計画認可申請	法第16条	36,000
砂利採取計画変更認可申請	法第20条	15,700

## ◆採石法手数料

使用料及び手数料の名称	根拠法令等	手数料(円)
採石業者登録申請	法第32条	20,600
採石業務管理者認定申請	法第32条の4第1項	7,600
採石業務管理者試験	法第32条の13第1項	8,100
採石業務管理者試験合格証等再交付	施行規則第8条の13	460
岩石採取計画認可申請	法第33条	54,500
岩石採取計画変更認可申請	法第33条の5第1項	35,100

## ◆火薬類取締法手数料

使用料及び手数料の名称	根拠法令等	手数料(円)
火薬類製造営業許可申請	法第3条	220,000
火薬類販売営業許可申請 (競技用紙雷管のみ)	法第5条	25,000
火薬類販売営業許可申請 (競技用紙雷管以外)	法第5条	110,000
火薬庫設置等許可申請	法第12条第1項	73,000
火薬庫構造等変更許可申請	法第12条第1項	8,300
火薬類製造施設完成検査	法第15条第1項又は第2項	41,000
火薬庫完成検査 (設置又は移転の工事に係る完成検査)	法第15条第1項又は第2項	41,000
火薬庫完成検査 (構造又は変更の工事に係る完成検査)	法第15条第1項又は第2項	23,000
火薬類譲渡許可申請	法第17条第1項	1,200
火薬類譲受許可申請(火工品のみ)	法第17条第1項	2,400
火薬類譲受許可申請(25kg以下)	法第17条第1項	3,500
火薬類譲受許可申請(25kg超え)	法第17条第1項	6,900
火薬類輸入許可申請 (火薬爆薬の数量が25kg以下)	法第24条第1項	12,000
火薬類輸入許可申請 (火薬爆薬の数量が25kg超え)	法第24条第1項	25,000
煙火消費許可申請	法第25条第1項	7,900
丙種火薬類製造保安責任者等試験	法第31条第3項	18,000
丙種火薬類製造保安責任者免状等交付	法第31条第3項	2,400
丙種火薬類製造保安責任者免状等再交付	法第31条第7項	2,400
特定施設等保安検査	法第35条	41,000

## ◆電気工事業の業務の適正化に関する手数料

使用料及び手数料の名称	根拠法令等	手数料(円)
登録電気工事業者登録(新規登録)	法第3条第1項	22,000
登録電気工事業者登録(更新登録)	法第3条第3項	12,000
登録電気工事業者登録証の訂正	法第10条第2項	2,200
登録電気工事業者登録証の再交付	法第12条	2,200
登録電気工事業者登録簿謄本の交付	法第16条	1枚につき600
登録電気工事業者登録簿の閲覧	法第16条	1回につき440

## ◆電気工事士法手数料

使用料及び手数料の名称	根拠法令等	手数料(円)
第一種電気工事士免状交付申請	法第4条第2項	6,000
第二種電気工事士免状交付申請	法第4条第2項	5,300
電気工事士免状の再交付	施行令第4条第1項	2,700
電気工事士免状書換え	施行令第5条	2,700